

◆届出事業者の皆様へ◆

財団法人 住宅保証機構

平成21年10月1日より「住宅瑕疵担保履行法」による資力確保の義務化がスタートします。これに先立ち、住宅事業者の皆様にも少しでも制度に慣れていただくため、以下の通り「保険料50%特別割引」を実施いたします。



# まもりすまい保険 保険料 50%特別割引

(現場検査手数料も50%特別割引になります。)

## 実施のご案内

### ■実施期間：

平成21年3月9日(月)～23日(月)※(消印有効)

※ 期間内であっても、予定戸数に達し次第締め切ります。

### ■対象住宅：

期間中に「まもりすまい保険」の申込を行った住宅

(1号保険、2号保険のどちらも対象)

※ 期間前にすでに申し込まれた住宅、申込後にキャンセルした住宅は割引対象外です。

### ■予定戸数：

3万戸(保険法人5社の合計戸数)

### ■申込対象者：

保険に加入する住宅供給事業者

※ 期間中に新規に届出事業者となる方も割引対象となります。

### ■割引金額：

保険料+現場検査手数料(消費税込)の50%が割引となります。

お問い合わせ  
保険申込のお手続きは  
最寄りの窓口へどうぞ!



国土交通大臣指定住宅瑕疵担保責任保険法人 第1号  
財団法人住宅保証機構  
〒107-0052 港区赤坂 2-17-22 赤坂ツインタワー本館 3階  
電話 03-3584-5748 <http://www.how.or.jp>